

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 総則

訪問看護リハビリテーション温つとほむ(以下、「当事業所」という)は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、感染症予防・まん延防止のために必要な措置を講ずるための体制を整備し運用することを目的に、本指針を定めるものである。

2. 体制

(1) 委員会の設置

施設内の感染症(食中毒を含む)の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(2) 感染症対策委員会の構成

事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、毎年、各部より1名以上「専任の感染対策を担当する者」(以下「担当者」という)選任する。

(3) 委員会の開催は、年2回運営責任者が招集する。また、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。委員会の活動内容は次のとおりとする。

- ・ 事業所内の具体的な感染対策を策定
- ・ 指針・マニュアル等の作成・更新
- ・ 職員への研修・教育計画の策定・実施
- ・ 感染症対策実施状況の把握及び評価
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握
- ・ 感染症発生時の適切な措置(対応・報告)及び各部署の職員への指示
- ・ その他必要な事項(知識の普及・啓発、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行)

(4) 職員研修の実施

ア) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

イ) 全職員を対象とした定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を概ね6か月に1回、年2回以上実施する。

ウ) 訓練(シミュレーション)

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

3. 平常時の衛生管理

(1) 施設内の衛生管理：事業所入室時は手洗いまたは擦式消毒剤で消毒する。

(2) 環境の整備

ア) 整理整頓に心がけ、こまめに清掃を行う

- ・ 目に見える汚染は放置せず適した方法で消毒する
 - イ) 一日一回：共用で接する部分のアルコール消毒を行う
 - ・ 歯磨きは複数人で行わないようにし、時間を分ける
 - ・ マスクを外して電話機を使用した際はアルコール消毒を行う
 - ・ 空気清浄機・加湿器の適切な使用と洗浄の徹底
- (3) 日常ケアにかかる感染対策
- 標準的な予防策(standard precautions)として重要項目と徹底すべき対策については以下の通りとする。

<重要項目>

- ア) 適切な手洗い
- イ) 適切な防護用具の使用
- ウ) 利用者ケアに使用した器材などの取り扱い
- エ) 血液媒介病原体対策

<具体策>

- ・ 湿性物質に触るとき→手袋
- ・ 口・鼻の粘膜が汚染されそうとき→マスク(空気感染のリスクがあるときは N95 マスク)
- ・ 衣服が汚れる可能性があるとき→プラスチックエプロンまたはガウン
- ・ 飛沫が目に入る可能性があるとき→ゴーグル、アイシールド
- ・ 顔・目・口・鼻の粘膜が汚染されそうとき→フェイスシールド

4. 感染症発生時の対応

(1) 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- ア) 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等
- イ) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等
- ウ) 血液、体液を介して感染する感染症肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)等

(2) 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止

ア)看護師の役割

(ア) 発熱、嘔吐、下痢、咳、咽頭痛・鼻水、発疹等皮膚の異常等感染症や食中毒が疑われる状況が生じた場合は、必要な个人防护具を装着の上で必要な観察・アセスメントを行い主治医に報告する等速やかな対応を行う。

(イ) 感染症の病原体が特定されている場合は、適切な消毒薬を選択して消毒する。

イ)リハビリテーションスタッフの役割

(ア) 訪問時に上記状況を疑う状況に遭遇した際は速やかに事業所に居る看護師または担当看護師・管理者に報告して指示を仰ぐ。

(イ) 看護チームと一緒に連絡・調整・検査等一丸となって取り組む。

(3) 関係機関との連携

他のサービスを利用している場合もあるため、感染症が疑われる利用者のケアマネージャーや相談員に報告し、情報収集・共有する。

5. 指針の閲覧 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則 本指針は、令和6年1月1日から施行する。